

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	『徒然草』第九十二段の「得失」：文献学による古典本文確定の例として
Author(s)	佐々木, 勇
Citation	国語国文, 87 (3) : 34 - 49
Issue Date	2018-03
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051113
Right	Copyright (c) 2018 by Author
Relation	



『徒然草』第九十二段の「得失」

—文献学による古典本文確定の例として—

佐々木 勇

一、本稿の目的と課題設定

1. 本稿の目的

本稿の筆者は、日本語学会二〇一六年度秋季大会シンポジウム「文献資料の最前線—原本・出版・デジタル—」において、公開が進んでいる古文獻のデータベースおよびコーパスを活用すべき事を述べた上で、「当該データベースおよびコーパスの依拠本を理解し、不明な点はテキスト本文やその底本である古写本・版本に戻って確認することは、今後も常に必要である。」(大会予稿集)と強調した。

本稿では、早くから国語科教科書にも採られて有名な、『徒然草』第九十二段「或人、弓射る事を習ふに」の「得失」を、流布本文が『徒然草』成立時本文と異なる場合の具体例として指摘することで、右の主張を実践する。これによって、文献学的な古典本文研究を継続する必要があるという当然のことを、現時点において、あえて説くことを目的とする。

2. 課題の設定

慶長十八年(二六一三)刊鳥丸光広本『徒然草』を底本とする「日本古典文学大系30」の当該前半本文を、左に引用する。(編者が加えた振り仮名は省略した。傍線は引用者、以下同。)

或人、弓射る事を習ふに、諸矢をたばさみて的に向ふ。師の云(はく)、「初心の人、二つの矢を持つ事なかれ。後の矢を頼みて、始めの矢に等閑の心あり。毎度たゞ得失なく、この一矢に定(む)べしと思へ」といふ。わづかに二(つ)の矢、師の前にて一つをおろかにせんと思はんや。懈怠の心、みづから知らずといへども、師これを知る。このいましめ、萬事にわたるべし。
(第九十二段)

「日本古典文学大系30」では、右の「得失なく」に、「当り・はずれを考えず。」と頭注が付されている。⁽²⁾ところが、この「得失」について、落合博志「『徒然草』本文再考—第十二・五十四・九十二・百八・百四十三段について」は、「後矢」「後の矢」「後のや」などとする古写本・板本が有ることから、「解釈に難渋する「得失」よりは、「後の矢」を採るべきであらう。」とした。⁽³⁾

小川剛生訳注『徒然草』も、烏丸本を底本としながら、諸本校訂によって「後の矢なく」に本文を改変し、「いつも二本目の矢はなく、ただこの一本で決まるのだと思え」、と訳している。小川著書では、この箇所諸本校異は省略されているものの、解説440頁に「92段の「後の矢なく（同じく（引用者注：烏丸本）「得失なく」）など、有力な古写本間で系統間を越えて見られる異文は、十分な吟味を経てなお就くべきと認められる字句が少なくない。」とある。

- 「後（の）矢」が適切とする両氏の根拠は、左の二点である。
1. 「後（の）矢」と書かれた古写本・板本が有ること。
 2. 「後（の）矢」のほうが、解釈しやすいこと。
- しかし、右二点は、それぞれに問題を残す。

〔根拠1について〕

『徒然草』の古写本・板本は、各系統本文が複雑な交渉を経た後のものしか残っておらず、書写の早い本文が本来のものである、とは言い切れない。

〔根拠2について〕

江戸時代以来、「得失」の本文を解釈し続けてきたのであり、容易には理解できないからこそ『徒然草』なのである、という主張への再反論が難しい。

本稿では、文献学・日本語史学による根拠を示して、『徒然草』第九十二段の本文祖形が「毎度た、後矢なく」であったことを論証する。

二、現存諸本本文から推定される『徒然草』本文の祖形

本文研究の手順として、まず、現存諸本本文における語形を確認する。⁴⁾

1. 「後矢」とする『徒然草』諸本

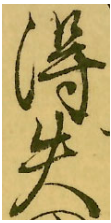
落合論文は、当該箇所を「後矢」「後の矢」などとする伝本として、陽明文庫本・高乗勲文庫打曇表紙本・同淨教坊本・八坂神社本・静嘉堂文庫一冊本・大妻女子大本・河野美術館本（116/466）・東洋文庫二冊本・慶長初年刊古活字本・龍門文庫本・神宮文庫本・熊本大学教育学部本を挙げている。⁵⁾

しかし、落合論文を含めた先行研究・諸注釈書は、現存最古の『徒然草』である静嘉堂文庫蔵永享三年（一四三一）正徹書写本には「得失」と書かれている、と判断している。

① 正徹本系本文

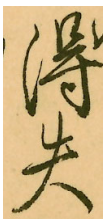
静嘉堂文庫蔵正徹本『つれく種』上・下二冊は、永享三年（一四三一）の正徹自筆書写奥書・花押を有する写本である。この正徹書写『徒然草』における「得失」（第三十八段・七十五段）と九十二段の当該箇所とを並置する（三例とも上巻である）。（画像は、『静嘉堂文庫蔵正徹本徒然草』（一九七二年、日本古典文学会）から引用した）。

（三十八段）



得失

（七十五段）



得失



（九十二段当該箇所）

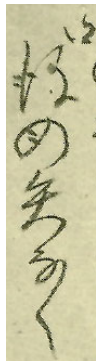
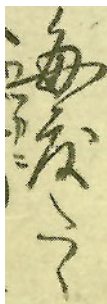


後（九十八段） 矢（九十二段別箇所）

右のとおり、第九十二段当該箇所書き方は、第三十八段・七十五段の「得失」とは異なる。九十二段は、「後矢」とある本文に重書している。重書は、「後」の終画が右に出ないように旁下の縦線を膨らませ、「矢」を「失」にするために縦線を加えている。この重書は、複製本でも明確であるにもかかわらず、これまで指摘が無い。正徹本が本文「後矢」に加筆していることは、静嘉堂文庫蔵原本を閲覧して確認した。

正徹本系諸本には、「後の矢」「後矢」とする伝本が他にも存する。

陽明文庫蔵室町時代中期写本の相当箇所を、『陽明叢書』から左に引用する（／は改行。以下同じ）。



（毎度た、／後の矢なく）

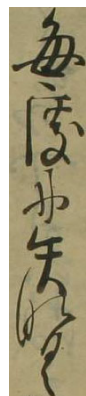
「後の」をミセケチとし、右上に小さく「得」と書く（ミセケチ・上欄書き込みとも後筆⁷⁾）。

正徹本系とされる東海大学図書館蔵室町期写本（桃19・6）も、「後矢なく」である。同じく大妻女子大学蔵永祿六年（一五六三）写本、慶長頃写打曇表紙本（国文研高乗89・13・1〜2）、東海大学図書館蔵本（桃19・16）も、「後の矢なく」の本文である⁸⁾。東海大学図書館蔵本（桃19・15）江戸初期写本は、「後のやなく」とある。

また、国文学研究資料館寄託中田光子氏蔵本（ナ3-11-1）は、「得失なく」の右傍に「後ノ矢ナク」と朱書されている。

② 常縁本系本文

正徹本よりも古態を留めるとされる常縁本『徒然草』上巻（早稲田大学図書館現蔵¹⁰⁾）の当該本文は、左の通りである。



（毎度に矢なく¹¹⁾）

常縁本系とされる京都大学図書館蔵菊亭家旧蔵本も、左の如く、「毎度にやなく」とある¹²⁾。



この「矢」は、（他の矢）の意であろう¹³⁾。おなじく常縁本系の龍門文庫蔵天正十五年（一一五八七）写本には、「のちの矢なく」と記される（毎度・た、のちの矢なく）。



やはり常縁本系とされる室町時代末期写浄教坊本（国文研高乗89・12）も、「毎度た、後の矢なく」（画像39コマ目）とある。

よって、常縁本の祖本も、「後の矢なく」の本文であった、と推測される。

③ 慶長初期刊古活字版

『徒然草』版本として最も古い慶長初年雲母刷古活字版も、「後のやなく」である¹⁵⁾。この古活字本は、「流布本系に属するが、一字乃至二三字という小異同は、正徹本の方に多く一致している¹⁶⁾」

という。

2. 「乙矢」「二のや」とする『徒然草』諸本

東海大学蔵『つれく草』慶長二年（一五九七）写本（桃19・14）には、「毎度たゞ乙矢なく」乙ノ左傍ニ「得」ニ（振り仮名・左傍注は後筆）とある。

また、常縁本系統の岸上慎二蔵本『徒然草』（江戸初期写本）は、「毎度に二のやなく」である。⁽¹⁷⁾

ともに、直前の「後の矢」との重複を避け、「後矢」から、同意の「乙矢」「二のや（矢）」に改変されたものであろう。

3. 「得失」とする『徒然草』諸本

右のほか、「得や」と記す本が有る。

毎度只得やなく―東海大学蔵江戸初期写本（桃一九・三四、伝小堀遠州筆本）。

また、「失」と「矢」とを字形として区別しない本も存する中、両字を区別した上で、「得失」と記す本に、書陵部蔵延宝七年（一六七九）写本（206・792、細川本系統）、東海大学蔵江戸初期写本（桃19・28、細川本系統）・同じく桃19・40、19・42、金澤文庫蔵江戸初期写本914・68Y、嵯峨本第四種刊本、等が有る。先に画像を引用した陽明文庫本も、訂正後の本文は「得失」となる。

これらは、あるいは「得る矢」と読み、（後の矢・乙矢・二の矢）の意で解されたものであろうか。

4. 「得失」とする『徒然草』諸本

①室町時代の写本

第九十二段の当該箇所を「得失」とする写本も、室町時代から存在する。

毎度唯得失なく―書陵部蔵室町中期写本（谷・27）。

毎度只得失なく―東海大学蔵室町期写流布本（桃一九・三三）。

烏丸本系）。

毎度たゞ得失なく―龍谷大学蔵室町期写本（021 583・2）。

②細川本（幽齋本）系統

正徹本・常縁本・烏丸本系統と並ぶ『徒然草』四系統の一とされる細川本も、当該部を「得失」とする。

毎度たゞ得失なく―東京大学文学部国語研究室蔵慶長二年写本（国語研究室22F・18）。

本（国語研究室22F・18）。

毎度たゞ得失なく―永青文庫蔵細川忠興書写本・松井明之氏蔵

慶長八年写本（国文研マ3 16 15）・東

海大学蔵江戸初期写本（桃一九・二四）。

毎度只得失なく―白杵図書館蔵江戸初期写本（三門和174号）。

③江戸時代以降の写本・版本

東海大学蔵藍表紙本（桃一九・八、正徹本系。江戸初期写か）。蓬左文庫蔵江戸初期写本（107・22、正徹本系）。東海大学蔵卜部家本（桃一九・二二、常縁本系）をはじめとする、江戸時代以降書写現存本の大多数は、当該箇所を「得失なく」または「とくしつなく」とする。

嵯峨本（第一種く三種）および現行諸注釈書底本の慶長刊烏丸本ほか、流布本と呼ばれる多数の刊本も、「得失なく」である。⁽¹⁹⁾

松永貞徳『なぐさみ草』（一六五二年自跋）・北村季吟『徒然草

文段抄』(一六六七年刊)以降の注釈書も、この「得失なく」の本文に注を付す。⁽²⁰⁾

5. 『徒然草』第九十二段本文の祖形

以上、現存諸本中、古態を残すことが多いとされる正徹本系諸本・常縁本系諸本および慶長初期刊古活字版で、第九十二段当該箇所「後矢」「のちの矢」等の本文が見られた。他に、系統不明ながら「後の矢なく」とする伝小早川秀秋写本(静嘉堂文庫 105-9)も有る。また、永正年間成立と推測されている存海『行者用心集』天正六年(一五七八)書写「徒然種拔書」でも、「後、矢」と抄出されている。⁽²¹⁾その他の「乙矢」「二のや」は、「後矢」を改変したものと考えられた。「得失」と「後矢」とを合わせたような「得矢」も、〈後の矢〉の意と解することができる。

一方、書写・刊行の比較的新しい細川本および嵯峨本・烏丸本以降の流布本諸本は、「得失」の本文であった。

右の現存諸本本文実態から、『徒然草』第九十二段の本文祖形は「後矢」であった可能性が高い、と言える。

しかし、正徹本系・常縁本系写本を含め、「得失」とする室町期・江戸初期写本も存した。加えて、流布本『徒然草』本文には、正徹本系諸本・常縁本系諸本よりも古い部分も存することが言われている。⁽²²⁾

本節における『徒然草』諸本の本文調査によって判明したのは、次の二点である。

○第九十二段の本文祖形は、「後矢」であった可能性が高い。

○「得失」の本文も、室町時代にすでに存した。

よって、『徒然草』現存諸本の本文調査のみでは、「後矢」が第九十二段の本文祖形であったことを断定できない。

三、鎌倉時代における両語の意味から推定される『徒然草』本文の祖形

『徒然草』成立時の本文を定めるには、鎌倉時代における両語の意味を検討する必要がある。

1. 鎌倉時代における「後矢」の意味

諸本に異同の無い、『徒然草』当段「後の矢を頼みて」の「後の矢」は、「次の矢」「二の矢」「乙矢」の意である。時代が降る『太平記』『犬追物草根集』『貞丈雑記』『小笠原流礼法伝書』などの用例も、同意である。語構成からも、他の意味が存したとは考えにくい。⁽²³⁾

2. 鎌倉時代における「得失」の意味

① 鎌倉時代における用例の検討

まず、『徒然草』における「得失」の用例を、「日本古典文学大系」から左に引用する。⁽²⁴⁾

【第三十八段】

まことの人は、智もなく、徳もなく、功もなく、名もなし、誰か知し、誰か傳へん。これ、徳を隠し、愚を守るにはあらず。本より賢愚・得失の境にをらざればなり。

【第七十五段】

人に戯れ、物に争ひ、一度は恨み、一度は喜ぶ。その事定(ま)れる事なし。分別みだりに起りて、得失止む時なし。惑

ひの上に酔（へ）り。酔の中に夢をなす。走りて急がはしく、ほれて忘れたる事、人皆かくのごとし。

右、第三十八段の「得失」は（長所と短所）、第七十五段は（利と不利）の意である。

次に、鎌倉時代成立の他文献における「得失」の例を見る。後世の写刊本しか残らない文献には、『徒然草』と同様の問題を含む可能性が存するため、鎌倉時代の写本・刊本から例を掲げる。

親鸞『三帖和讃』「高僧和讃」（一二四八年写本）

靈山聽衆トオハシケル 源信僧都ノオシエニハ 報化二土

ヲオシエテソ 専雜ノ得失サタメタル（声点・左注を省略した。）

親鸞『西方指南抄』（一二五六年写本）（全八例のうち）

善導和尚・専雜二修ヲ立・諸行ノ勝劣得失ヲ判シ・タマヘ

リ・（二四八三）

ソノ専雜二種ノ得失ニツイテ今私ニ料簡スルニ五ノ

義アリ・（二四九二）

専修ト雜行トノ得失ナリ得トイフハ・往生スル事ヲウル

トイフ・（中略）・失トイフハ・イハク・往生ノ益ヲウシナエルナリ・（五五四6）

親鸞は、右の他、『觀無量寿經 裏書き』『浄土論註』『唯信抄

（専修寺蔵ひらがな自筆本）』『唯信鈔（西本願寺蔵寛喜二年親鸞

書寫本）』『唯信鈔（専修寺蔵信證本）』『彌陀経義集』『浄土文類

聚鈔』でも、右と同じく、「得失」を（良い点と悪い点）（善悪）

の意味で使用している。

『明恵上人歌集』宝治二年（一二四八）写本

アル時ニ無我ノコトワリコトニ時ヲ成シテ思ヒスマシ
タルニ松風シキリニヲトツレテ善悪諸事分別ナクオホ
ユレハ

諸法無我ノ松ノアラシノサヒシサニ是非得失モワスラレニ
ケリ（102番）

『黒谷上人語燈録』元亨元年（一二三二）刊本（全七例のうち）

この二行の得失を判するにさきの正行を修するには心つ
ねにかのくに、親近して憶念ひまなしのちの雜行を行す
るには心つねに間断す（三七一才5）

これは専修と雜行との得失なり得といふは往生する事をそ
いはく（四一才5）

念佛して浄土をもとむるものは二尊の御心にふかくかなへ
り雜を修して浄土をもとむるものは二佛の御心にそむけり
善導和尚二行の得失を判せる事これのみにあらず（四一才
7）

右のごとく、「得」と「失」とが対比され、（良い点と悪い点）
の意で用いられている。

歌合の判詞でも、「得失」は、次のように、（良い点・悪い点）
の意で用いられる。

正治二年（一二〇〇）『御室撰歌合』（『群書類従』第十二輯 和

歌部）

左右共以無得失可レ為レ持之旨被レ申。

宝治二年（一二四八）『院御歌合』（同右）

左右共に。心詞させる無得失一侍れば。為レ持。

建長三年（一二五一）『影供歌合』九月十三日（同右）

左歌ことなる得_レ失_{ナシ}。右歌おもへはおなし白露。句ことにくたけて聞え侍るにやとて。負侍りにき。

『光明峯寺撰政家歌合』貞永元年（一二三二）七月、『河合社歌合』寛元元年（一二四三）十一月十七日、『十五夜歌合』文永二年（一二六五）八月などでも見られる「無得失」は、判詞の常套句である。歌そのものに用いられる語ではないため、『兼好法師集』および『民部卿家褒貶』に使用例は存しないものの、歌人でもある兼好は、「得失」に多く接していたであろう。

古記録・古文書類における「得失」の使用例も、左に一部を掲げる。

栄西『改偏教主決』建久九年（一一九八）写本

虚_ト實_ト之言相共_{ヒニシテ} 不_レ弁_ニ於_テ正説傳説之得_レ失_レ

明恵『華嚴佛光三昧觀冥感傳』鎌倉初期写本⁽²⁵⁾

必_レ人可_レ觀察其得_レ失_レ。已_レ受人身_ニ希_ニ值_ニ佛_ニ若_レ不_レ修行佛法_一者_・何事爲_レ業_一然_レ其修行者唯_レ此一道也。

藤原定家『明月記』寛喜元年（一二二九）六月小二十九日⁽²⁶⁾

妻又有_レ巫覡之所行、敬神忌穢事不_レ似_レ例人、其得_レ失_レ毀_レ誉雖_レ異非儀、不_レ辨_レ黑白、北院御室（守覚法親王）吉水大僧正殊褒_レ誉_レ給、是又各拔_レ群之賢者、有所見給歟

『岡屋関白記』寛元四年（一二四六）閏四月九日（『大日本史料』に依る）

宇多御記終日拜見之、每事殊勝、古事如在眼前、臣下得_レ失_レ、政道奥旨、詩歌之興、大旨在此御記

『葉黄記』宝治元年（一二四七）四月二十七日条

（竹内理三編『鎌倉遺文』（東京堂出版）に依る）

正義云、古人之道、非無_レ得_レ失_レ、施之當時、又有可_レ否、考其事『日永書状』建治三年（一二七七）六月 日（同右）

現証に付て事を切んと思処に、彼常に雨を心に任て下す由、披露あり、古へも又雨を以て得_レ失_レをあらはす例これ多。

『傳心法要』金澤文庫藏鎌倉末期写本⁽²⁷⁾

無_レ能_レ所_レ無_レ方_所無_レ相_レ貌_レ無_レ得_レ失_レ趨_者不_レ敢_レ入_レ此_レ法_{恐_レ落_空無_レ棲_泊処_一}

『選択集述疑』金澤文庫藏鎌倉期写本⁽²⁸⁾

就此文有二意一明往生行相二判二行得_レ失_レ

凝然『華嚴経探玄記洞幽鈔』鎌倉末期写本⁽²⁹⁾

調達善星阿難身子以明_レ行_{不_レ行_之得_レ失_レ引_レ證_二經_三論_一。}

（巻四之四）

得_レ失_レ相對勝劣相對。以顯_レ入_レ法界之深勝_一。（巻十八之一）

右のとおり、「得失」は、やはり、（良い点と悪い点）（良否）の意で用いられている。

その他、鎌倉時代の写刊本が現存しないため用例掲出を省略した『光明藏三昧』『開目抄』『守護国家論』『正法眼藏』『十訓抄』『沙石集』『一言芳談』『神皇正統記』での使用例も、同意である。索引・データベースで検索可能なので、ご確認願いたい。

本稿筆者の調査では、鎌倉時代における「得失」には、（良い点と悪い点）および（利と不利）の意味での用例しか見出せなかった。

② 古辞書における記述

現存文献に基づく語義推定を補うため、当時の辞書における記

述を見る。

『色葉字類抄』に、「動植（両合部／トウシヨク） 得失（同／トクシチ）」（前田家本・巻上63ウ3・ト畳字）と、「得失」に「両合部」の注記が有る。『色葉字類抄』で「両合部」とされる語には、「損益」「利害」「従横」「厚薄」「見聞」などがある。「得失」もこれらと同じく、対義字を組み合わせた一語である、と認識されていたことが知られる。

また、時代が降る『文明本節用集』にも「―（得）失（是非）」（132、2）と、「是非」の義注が有る。

『Vocabulario da Lingoa de Iapam（日葡辞書）』でも、「Toouxin.I.Toculon. Proveito,& preda.」（得失.または得損 利得と損失⁽³⁰⁾）、と語義説明されている。

これらの古辞書の記述からも、鎌倉時代における「得失」の意味は、現存文献の用例から帰納された（良い点と悪い点）あるいは（利と不利）であった、と考えられる⁽³¹⁾。

3. 『徒然草』第九十二段本文の祖形

師の忠言「初心の人、二つの矢を持つ事なかれ。後の矢を頼みて、始めの矢に等閑の心あり。毎度たゞ□なく、この一矢に定（む）べしと思へ」の□が「後矢」であれば、（二本目の矢は無く、この一矢で当てようと思え）の意となる。

□が「得失」の場合、（良い点と悪い点）または（利と不利）のどちらの意味を入れても、解釈できない。したがって、鎌倉時代における語義の検討から、本文当該部が鎌倉時代に「得失」であった、と考えることはできない。

よって、本節の鎌倉時代における語意の検討から、前節でも祖形である可能性が高かった「後矢」が、『徒然草』第九十二段本文祖形であった、と決定される。

四、『徒然草』第九十二段における「得失」と「後矢」との解釈

では、長い歴史を持つ『徒然草』注釈では、第九十二段の「得失」・「後矢」をどのように解釈してきたのであろうか。

1. 「得失」

「得失なく」の本文が広く流布した⁽³²⁾ため、これを解釈する努力が重ねられてきた。この段の「得失」について注した比較的早い例は、加藤盤齋『徒然草抄』（一六六一年刊）であろう⁽³³⁾。「得はあつる事 失はあたらぬ事也」とし、貞享五年（一六八八）『徒然草諸抄大成』も、この「盤齋抄」の説を引用する。元禄十四年（一七〇一）刊『徒然草集説』にも、類似の注がある。寛文十三年（一六七三）秀憲写『徒然草抄』（国文研高乗89・71・1〜4）では、当段「得失」の「得」に「アツルコト」、「失」に「アタラヌコト」の注を付す。貞享三年（一六八六）刊『徒然草直解』（国文研高乗89・103・1〜5）にも、「矢ニアツルヲ得 矢ニアタラヌヲ失ト云也」の頭注が有る。高階楊順『徒然草句解』（一六六一年刊）も、「はしめの矢にあつる事をうしなふ共後の矢にあて得んと思ふたのみなかれといふこゝろを得失なくとはいへり」と注する。「得」は矢が当たること、「失」は矢が当たらないこととするのは、右の諸注釈と等しい。しかし、「得失」を、「うしなふ共後の矢にあて得ん」と読み替えるのは、こじつけとしか言いようが

ない。「日本古典文学大系」(一九五七年、岩波書店)・「日本古典文学全集」(一九七二年、小学館)「新日本古典文学大系」(一九八九年、岩波書店)の注も、「当たり・はずれを考えず」の類である。

しかし、この文における「得失」が「当たり外れ」であったとすると、「得失なく」は「当たり外れなく」であり、「当たり外れを考えることなく」にはならない。⁽³⁴⁾この拡大解釈を認めたとしても、「当たり外れを考えることなく」「この一矢で当てよ」とは、いったいどういうことなのか。「初心の人」への注意として、ふさわしいものとは思われない。⁽³⁵⁾そのため、「得失」の「失」あるいは「得」は意味を持たない、という説が出る。

川瀬一馬『新註國文學叢書 徒然草』(一九五〇年、講談社)は、「失はそへたもので、得に意味があり。漢語の熟語によくある例である。」とする。⁽³⁶⁾

一方、田辺爵『徒然草諸注集成』は、「得失とは「失」を意味する帶説たいせつとみることができはしまいか。(略)やはり、「失」一義でよくはあるまいか。」と言う。安良岡康作『徒然草全注釈』(一九六七年、角川書店)も、「「得失なく」は、「緩急あらば」が緩に意味はなくて、「急あらば」の意となるように、ここも「失なく」、即ち、やりそこなうことの意味にとるべきであろう。」とする。高乗勲『徒然草の研究』七九一頁・『新潮日本古典集成』(一九七七年・二〇一五年新装版)・『鑑賞 日本の古典10 方丈記・徒然草』(一九八〇年、尚学図書)、『完訳 日本の古典37 方丈記 徒然草』(一九八六年、小学館)、「新編 日本古典文学全集」(一

九九五年、小学館)の注も、同様である。

だが、漢語に類例があるかどうかではなく、「得失」にその用例が有るか否かが問われねばならない。「得失」の場合、中国においても日本においても、「得」「失」の一方に意味がないと考えられる例は、無い。

以上要するに、『徒然草』第九十二段の当該部は、「得失」では解釈できない。⁽³⁸⁾

そもそも、「当たり外れを考えることなく無心で射よ」「当てることだけを考えよ」「やり損なうことを考えるな」などの助言であれば、二本の矢を持たぬ者に対してもできる。これらの伝統的な解釈では、他ならぬ「諸矢もろやをたばさみて的に向ふ」者になぜこ
う言うのかを、説明できない。

2. 「後矢」

「後のやなく」とする慶長古活字版を底本とした川瀬一馬『徒然草』(一九七一年、講談社文庫)の現代語訳は、「射るごとに、後の矢はなく、いつでもこの一矢に中あたりを決けつしようと思え。」である。はじめに触れた小川剛生訳注『徒然草』も、同意に訳す。⁽³⁹⁾

五、結び

本稿では、古典本文の古写本・板本にあたって問題を解決するという、文献学的な古典本文研究の一例として、『徒然草』第十二段の本文祖形が「毎度た、後矢なく」であったことを論証した。

本稿で設定した課題を解決する上での新規性は、左の三点であ

る。

① 現存最古の『徒然草』写本正徹本における当該箇所は、「後矢」と書かれていたことを指摘した点。

② 従来の研究よりも多くの『徒然草』諸本文を調査・比較し、当該箇所は、「後矢」が原形であった可能性が高いことを推定した点。

③ 『徒然草』成立時の「得失」は、第九十二段当該箇所の文意に合う意味を持たなかったことを示した点。

古典本文解釈の過程で本文に疑問が生じたならば、各種データベース・コーパスを活用しつつ、確認が容易になった原本画像を参照せねばならない。それでも不足・不明の場合は原本調査に出向き、得られたすべての情報・用例を使用して、古典本文を決定したい。

古典本文の扱いに十分に意を払った日本語史研究が、現代において、改めて求められる。

注

(1) 以下、『徒然草』の章段は、松永貞徳『なぐさみ草』(一六五二年自跋)・北村季吟『徒然草文段抄』(一六六七年刊)以来、現行諸注釈書が採る全二四四段の章段区分によって示す。

(2) 教科書『高等学校国語総合 古典編』(二〇一四年、三省堂)、『精選国語総合』(二〇一四年、三省堂)にも、「成功と失敗。ここでは当たるか当たらないかという迷いの心」と脚注が有る。その他、明治書院・第一学習社・東京書籍・大修館書店・筑摩書房・桐原書店・教研出版などの二〇一三年刊『国語総合』『国語総合 古典編』等も、同一本文に同様の注を付すか、無注である。

(3) 同氏は、『行者用心集』所収「徒然草抜書」について——存海と『徒

然草』——『論集 中世の文学 散文篇』(一九九四年、明治書院)所収注17、および「高乗勲氏蒐集の古典籍——『徒然草』関係資料その他」(『田安德川家蔵書と高乗勲文庫』(二〇〇三年、臨川書店))でも、同内容の要点を簡略に述べている。

(4) 高乗勲『徒然草の研究』(一九六八年、自治日報社)の対校諸本および齋藤彰『徒然草の研究』(一九九八年、風間書房)の『徒然草』諸本の系統分類」に記載されている諸本を可能な限り原本調査するとともに、本文中に掲げた本の外、左の諸本を閲覧した。

東海大学桃園文庫影印叢書・勉誠社文庫・細川家永青文庫叢刊・愛媛大学古典叢刊・専修大学図書館蔵古典籍影印叢刊・和泉書院影印叢刊・田中忠三郎編『徒然草』(一九三三年)・有吉保編『徒然草』(二〇〇六年)・大妻文庫の複製本。また、今治市河野美術館蔵江戸期写本(116/466)・蓬左文庫蔵江戸期写本(107-22)・大分県臼杵市立臼杵図書館蔵本(三門和174号)・国文学研究資料館寄託写本(ナ3-11-17マ3-165)・西尾市岩瀬文庫蔵本(41-13' 66-41' 71-28)・天理図書館蔵本(914-5-13' 914-5-17)・神宮文庫蔵本(特1713)は、複写資料を頒布していただいた。加えて、本稿執筆時点に、国文学研究資料館・国会図書館・内閣文庫・早稲田大学・東京大学・京都大学・九州大学・龍谷大学・筑波大学・宮内庁書陵部・国立国語研究所・龍門文庫・鶴見大学図書館のホームページに公開されているすべての画像を見た。

以下の『徒然草』諸本は、原本を閲覧した。静嘉堂文庫(正徹本' 105-9' 81-64' 502-7)・金澤文庫(徒然草コレクション' 914-12Y' 914-13Y' 914-14Y' 914-15Y' 914-16Y' 914-22Y' 914-38Y' 914-39Y' 914-43Y' 914-51Y' 914-52Y' 914-63Y' 914-66Y' 914-68Y' 914-145Y)・東海大学(桃園文庫蔵写本 19-6、19-14、19-15、19-16、19-22、19-23、19-24、19-26、19-27、19-28、19-31、19-34、19-35、19-36、19-37、19-39、19-40、19-41、19-42、19-43、19-44' 19-68)・今治市河野美術館(455〜470の十六点)・書陵部(100-113' 151-311' 206-792' 502-54' 557-23' 有栖 5057)・内閣文庫(特 060-0022)・斯道文庫(091-4 293-2)' 京都祇園八坂神社(第94箱)・東洋文庫(1-C-58(複製本)' 三-A-d-46' 三-A-d-47' 三-A-d-48' 三-B-a-18' 三-B-a-19' 三-B-a-20' 三-B-a-21' VII-2-D-b-8'

VII-2-D-b-15¹ III-F-a-5-12 (徒然草抄)・大東急記念文庫(83¹ 135¹ 153¹ 3398¹ 3400¹ 3402¹ 3403¹)・龍門文庫(407)・東京大学文学部国語研究室(細川本)・広島大学(国文 2558¹ 大國 0834¹ 大國 0916)。各所で多くの皆様のお世話になりました。記して御礼申し上げます。

(5) 本稿の筆者も、落合論文が挙げるすべての本の本文を確認した。「慶長頃写打曇表紙本」は、高乗『徒然草の研究』が「宝玲文庫旧蔵本」とした本、「静嘉堂文庫一冊本」は 502 函「架」、「東洋文庫二冊本」とは、C.58 室町末期写本のことである。「熊本大学教育学部本」は、現在、熊本大学附属図書館に所蔵されている。

(6) 「なかく」は不審であるものの、正徹本系統とされる龍谷大学蔵『徒然草』延徳二年写本も、「た、得失なかく」とあるため、個別的な誤写ではない。なお、本稿では、系統分類を「奥書・章段配列・本文異同などによる」齋藤『徒然草の研究』の第一章「徒然草諸本四系統の性格」に依る。常縁本系統・細川本系統・鳥丸本系統も同じ。齋藤著書で採り上げられていない写本も、この分類法に基づく。しかし、今後、諸本の分類法が変わり、本稿で採り上げた本の所属に変更が生じたとしても、本稿の結論に影響は無い。

(7) この修正は、三藐院信尹によるものであるという(『陽明叢書』「徒然草 解説」参照)。

(8) 大妻女子大学蔵と慶長頃写打曇表紙本については、落合論文にも指摘されている。なお、東海大学図書館蔵本(桃 19・16)を、齋藤『徒然草の研究』は、幽齋本系統とする。しかし、本文異同とミセケチとから、正徹本系であると判断した。

(9) 吉田幸一「常縁本つれぐ草私考——常縁本の祖本はつれぐ草の原形本の本か——」(『古典文庫』第一四九冊、一九五九年)、村井順『つれぐ草 常縁本上巻』(『古典文庫』第一九〇冊、一九六三年)、同「常縁本つれぐ草」の優秀性(上)(下)、「国文学 解釈と教材の研究」10・1 (一九六五年一月)、同 10・4 (一九六五年三月)、同『常縁本徒然草 解釈と研究』(一九六七年、桜楓社)等、参照。

(10) この常縁本上巻は、村井順所蔵時に、「古典文庫」第 190 冊目(一九六三年)として影印出版された。現在は、早稲田大学図書館の蔵品とな

り、インターネット上の「古典籍総合データベース」において、全頁カラー写真が公開されている。

(11) 安良岡康作『徒然草全注釈 上巻』401 頁(および同氏校注の岩波文庫〈新訂版、一九八五年〉)、福田秀一・桑原博史編『常縁本 徒然草』(一九六八年、大修館書店)は、この常縁本本文を「毎度に失なく」と読む。誤りである。

(12) 大西善明編『つれづれ草』(一九九五年、おうふう)に依る。

(13) 「毎度二矢なく」と解することも可能であろう。しかし、使用されている仮名字母から、この解釈は採らなかつた。

(14) 阪本龍門文庫善本電子画像集に依る。

(15) 川瀬『徒然草』(講談社文庫)は、この本を底本とする(原本の現所在は不明)。「国文研貴重書 99-93-1-2」も同版である。ただし、国文研本は、抹消線を中央に引き、右傍に「得失」と後筆墨書される。

(16) 右注川瀬著書 318 頁。

(17) 齋藤『徒然草の研究』の資料編に依る。この点は、落合氏前掲論文も指摘する。

(18) 島津忠夫「心さし常にみたらすしてつるものにほこることなし——徒然草一六七段——」(『国文学』九一六、一九六四年五月)、桑原博史「諸本」(『諸説一覽徒然草』(一九七〇年、明治書院)所収)、同『徒然草 研究序説』(一九七六年、明治書院)。

(19) たとえば、慶長・元和年間古活字本、慶長刊本(内閣文庫・特 027-0018)、文化十二年刊本(内閣文庫・特 203-0111)、国文研タ 5-7-1-2 (寛文十年刊本)、国文研タ 5-15-1-2 (刊本)、などの諸本。

(20) 林羅山『野槌』(内閣文庫・江戸初期写本)、『徒然草鉄槌』慶安元年(一六四八)刊、『徒然草句解』寛文五年(一六六五)刊本、『徒然草明汗稿』正徳六年(一七二六)刊本などである。

(21) 叡山文庫真如蔵本(江戸初期写)は、「後、失」である。落合博志『「行者用心集」所収「徒然草拔書」について——存海と「徒然草」——、参照。

(22) 大西善明「常縁本徒然草の本文系統について(上)(下)」(『金沢文庫 研究』第 9 巻 3 号・4 号、一九六三年三月・四月)、同「光広本・常縁本」

『月刊 文法』二一・10、一九七〇年八月)、川瀬『徒然草』(講談社文庫)解説、等参照。

(23) ただし、別語「後矢(うしろ矢)」「ひそかに敵と通じて味方をその後方から射ること。また、その矢。」は、『平家物語』等に例が見られる。

(24) この範囲は、正徹本・常縁本もほぼ同文である。しかし、常縁本は第三十八段を「徳失」とする。龍門文庫蔵本・東海大学蔵本(桃 19-6)本でも、第三十八段を「徳失」と書く。あるいは、〈長所と短所〉〈善悪〉の意味の場合に限り、「徳失」と書き分けたことがあったのかもれない。ただし、東海大学蔵本(桃 19-16)・浄教坊本(国文研高乗 89-12)は、第三十八段・第七十五段とも「徳失」である。考察すべき課題であらう。

(25) 『高山寺資料叢書 第十八冊』に依る。

(26) この記事は、定家自筆本存在不明であるため、正確な写しである『明月記 徳大寺家本』第五巻に依る。

(27) 『金沢文庫資料全書 第一巻 禅籍篇』に依る。

(28) 『金沢文庫資料全書 仏典 第四巻 浄土篇(一)』に依る。

(29) 『増補改訂 日本大蔵経』(一九七三年、鈴木学術財団)から引用した。

(30) 『邦訳 日葡辞書』の日本語訳。『邦訳 日葡辞書』には、*Touxin* に対して、「*Touxit* (トクシツ)とあるべきもの」と注が有る。

(31) 現時点で最大の国語辞典である『日本国語大辞典 第二版』第八巻(二〇〇一年八月、小学館)は、「得失」の意味を次のように記述する。
(1) 得ることと失うこと。とくしち。

* 新令字解(1868)〈荻田嘯〉「得失(トクシツ) ウルカウシナフカ」
(2) 利と不利。得喪。利害。損得。とくしち。「利害得失」

* 霊異記(810、824)下・序「吉凶の得失は、諸の外典に載せたり」

* 玉葉・承安二年(1172)閏一二月二日「大外記師尚、朝夕為_レ祗候于御所之辺_一者之間、勘文之得失、必被_三尋問_二云」

* 徒然草(1331)頃七五「分別みだりに起りて、得失止む時なし」

* 運歩色葉集(1548)「得失 トクシツ」

* 評判記・色道大鏡(1678)一四「をのれ正しくして家の得失をかんがみ」

* 史記・韓非伝「觀_三往者得失之變_二」

(3) 成功と失敗。

* 徒然草(1331)頃九二「毎度ただ得失なく、この一矢に定むべしと思_レ」

(4) すぐれている点と、よくない点。とくしち。長所と短所。

* 米沢本沙石集(1283)三・四四「銅をもて鏡としては衣冠をただし、人をもて鏡としては得失(トクシツ)を知り」

* 太平記(14C後)二八・慧源禅巷南方合体事「諫臣兩人の異儀、得失互に備ふ」

* 童子問(1707)中・四二「学問成否得失、非_三俗師村学之所_二能識_一也」

鎌倉時代の文献調査では見出せなかつた意味(3)「成功と失敗」の用例は、本稿で問題としている『徒然草』第九十二段の当該例のみである。その他、「得失」に「成功と失敗」の意味を立項する辞典に、『古語大辞典』(一九八三年、小学館)、『新潮国語辞典(現代語/古語)第二版』(一九九五年)、『大辞林(第三版)』(二〇〇六年、三省堂)、『大辞泉(第二版)』(二〇一二年、小学館)などが有った。ところが、これらの用例も、『徒然草』九十二段しかない。『時代別国語辞典 室町時代編』(二〇〇〇年、三省堂)でも、「②成功と失敗。当たりはずれ。」を立てるものの、『徒然草』九十二段の用例のみである。『国語大辞典』(一九八一年、小学館)、『言泉』(一九八六年、小学館)、『広辞苑(第六版)』(二〇〇八年、岩波書店)は、②「成功と失敗」を挙げるものの、用例を記さない。小型辞典は、「得失」を見出語としない場合があり、用例数の制約もある。とはいえ、結果は同じである。『新明解古語辞典 第三版』(一九九五年、三省堂)、『東書 全訳諸例古語辞典』(二〇〇六年)、『旺文社 全訳古語辞典(第四版)』(二〇一一年)、『三省

堂 全訳読解古語辞典（第四版）（二〇一三年）、『旺文社 古語辞典（第十版 増補版）』（二〇一五年）など、「得失」に「成功と失敗」の意味を立てる辞典の用例は、『徒然草』九十二段のみである。

よって、『徒然草』第九十二段の本文を「得失」のまま解釈すると、日本語史上の孤例となる。

(32) 「得失」の本文は、「後矢」との字形類字による誤写から生じた、と考えている。この誤った本文が流布した理由は、不明である。あえて推測すれば、「後矢」では「後矢」を繰り返すことになること、「後矢」ではありきたりの助言となること、『徒然草』中に「得失」の使用例があったことなどの理由が考えられる。

(33) 慶長六年（一六〇一）奥書『徒然草寿命院抄』・元和七年（一六二一）序文『野槌』・慶安元年（一六四八）刊『徒然草鉄槌』・慶安五年（一六五二）跋『なくさみ草』・『徒然草諺解』（一六六九年刊）・『徒然草大全』（一六七七年刊）には、当段の「得失なく」への注は無い。

(34) この点は、落合論文も、「もし以上の二説のような意味ならば、「得失を思ふことなく」「得失の思ひなく」、あるいは「得失を思はず」などとおあるべきで、「得失なく」を得失を考えずの意に解するのは無理ではなからうか。」とする。

(35) 季吟『徒然草文段抄』は、「いくたびも軽^{キヤウヂウトクシツ}重得失なく、只一すぢの思ひをなせとの義なり」と注す。元禄三年（一六九〇）刊『頭書徒然草』も、これと同文の注を冠す。どの矢も、軽んずることも重んずることもなく、一矢に集中せよ、ということかと思われる。しかし、これも、「得失」の前に「軽重」を置いて、「得失」の意味を無くしている。

(36) この川瀬著書は、正徹本を底本とする。「毎度ただ得失、ながくこの一矢に定まるべしと思へ。」の翻刻本文を、「いるごと^ニにただあたりは、いつまでもこの一矢にきまるものと思ひなさい。」と訳している。

(37) 諸橋轍次著『大漢和辞典』、同他編『広漢和辞典』（大修館書店）、中村元『仏教語大辞典』等、参照。

(38) その他、比較的早い注釈書、『徒然草詳解』（一九二〇年、明治書院）、

『徒然草講話』（一九二五年、東京修文館）、『徒然草新講』（一九五二年、武蔵野書院）、『徒然草諸注集成』（一九六二年、右文書院）、『徒然草解大成』（一九七一年、岩崎書店）等にも、本文に記した注を出るものは無い。

(39) これらよりも早く、「矢なく」とする常縁本を解釈した村井順『常縁本徒然草 解釈と研究』は、「矢なく」に、「ほかの矢はなくの意」と語釈を施し、「射るたびに、別の矢はなく、この一本で勝負をきめるのだと思え」と通釈している。

（ささきいさむ・広島大学大学院教授）